

2025（令和7）年 7月22日

厚生労働省

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

2026（令和8）年度

障害福祉・障害者雇用対策関係予算等に関する要望

一般社団法人日本自閉症協会

会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22

築地ニッコンビル 6 階

Tel 03-3545-3380/asj@autism.or.jp

（担当 樋口）

日ごろよりの自閉スペクトラム症（以下、自閉症という）をはじめとする発達障害への理解の促進、支援施策の実現のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

とくに、4 月 2 日の世界自閉症啓発デーの取り組みは、今や全国各地の様々な自治体、団体、企業の自主的な取り組みを牽引し、大きな効果をあげています。牽引イベントとしての同啓発デーの取り組みを引き続きお願い致します。

私達、日本自閉症協会は、HAPPY WITH AUTISMの理念のもと、知的障害の有無にかかわらず全ての自閉症当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

住まい

1. **入所施設のこれ以上の削減をやめてください。また必要なところでは設置や改修の予算を付けてください。自閉症で強度行動障害のある人にとって「すまい」の選択肢の一つとして入所施設があることを国の方針として明確化してください。**

(背景)自閉症、特に強度行動障害のある人の場合、アパートなど一般的な住居ではパニックや物壊し、不潔行為等によって設備やスペース的に対応が難しいことが多い。本人の安全を確保するためには、物理的環境とともに、24 時間 365日の支援者による介助、見守りが必要です。

2. **重度対応のGHを増やしてください。そのために、一律な規制はしないでください。**

(背景) 自閉症の人の住まいとしてGHを考えると、行動障害のある人への対応については、24 時間 365日の支援者による介助、見守りが必要です。

- ① 介護サービス包括型GHでそのような入居者がいる場合については、利用者が7名以上でも支援体制を弱めず、むしろ職員の加配ができるようにしてください。
- ② また土日祝日にもそうした支援を行える職員配置のための加算や、夜間については必要に応じて2名での対応を可能にしてください。

3. **入所施設やGHが合わない人のために重度訪問介護の利用を拡大してください。**

(背景) 入所施設やGHのような集団生活が困難な人の住まいの選択肢として重度訪問介護を利用した一人暮らしが必要です。

- ① 重度訪問介護を提供する事業者の数や強度行動障害に対応できる職員を確保してください。

保護者支援、母親支援

4. **ひとりにしておくことが困難な障害児者を一時的に預かる機能を拡充してください。**

- ① 入所施設やGHでの受け入れが進むようにしてください。
- ② 緊急時に普段利用している事業所等で、通常の利用とは別に預けられるようにしてください。
- ③ 自宅に支援者を派遣するなどの施策をお願いします。
- ④ 地域生活支援事業の日中一時支援事業を必須事業にしてください。

(背景) 市町村間であまりにも対応や費用面での違いがありすぎます。また、居住する地域によっては18歳以上の障害者家族が仕事を継続することが難しくなっています。

5. **知的障害の自閉症の人の「親亡き後」を検討・研究課題として取り上げてください。**

(背景) 福祉が個別のサービスの組み合わせとなり、それぞれが部分支援責任となっており、現状は親の存在がいわば前提となった仕組みです。このことが入所施設を親が希望する要因にもなっています。親亡き後、だれが親代わりをするのか、だれが親代わりができるのか、先行事例も含め検討していただきたい。

支援人材確保・定着

6. **福祉の人材確保のための施策を強力に推進してください。人材が確保できないために支援事業所が増えません。**

- ① 国が率先して福祉の仕事の魅力ややりがいを発信してください。
- ② 福祉職の賃金を改善してください。
- ③ 直接支援の労力確保のために事務作業を減らしてください。
- ④ 職員を研修に出せるだけの人的体制をとれるようにしてください。

強度行動障害

7. 強度行動障害児者への支援を抜本的に強化してください。

- ① 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を防いでください。発症予防、重篤化予防を家庭、学校、支援施設に浸透させてください。
- ② 中核的人材、広域的人材ならびに集中的支援が各地で早急に有効に機能するようにしてください。
- ③ 在宅の自閉症児者で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、緊急一時保護やミドルステイを受け入れる施設を増やしてください。
- ④ 強度行動障害児者や重度知的障害児者の受け入れ事業者（入所施設やグループホーム、通所施設）が実際に増加する施策をお願いします。あわせて、支援者のメンタルケアの施策をお願いします。
- ⑤ 認定調査員マニュアルの行動障害に関連する項目の留意点には、「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」との明記があります。特別な環境や支援がないと状態が悪化する可能性がある人について、落ち着いているからといって、行動関連項目の点数が下がるようなことがないように、認定調査員の研修を充実させて下さい。

障害年金

8. 自閉症の人の障害年金の更新を長期化してください。

成人の自閉症の場合、状態がほとんど変化しない人が数多くいます。個々の障害者の実態に合わせて、更新の長期化をお願いします。

9. 障害年金の判定基準の明確化と支給決定の審査を透明化してください。

- ① 自閉症を含む発達障害の審査基準を社会生活の困難さに焦点をあてた内容に変更するなど、障害年金を必要としている自閉症や発達障害の人が公平に支給を受けられるような基準に改革してください。
- ② 年金機構の障害年金の判定医や担当は、自閉症の障害特性を理解した人にしてください。
- ③ 就労しているかどうかではなく、障害の状態を適切に判断して年金を支給してください。

障害支援区分

10. 自閉症の場合、障害支援区分が低く評価されやすい現状があります。障害支援区分を自閉症の要支援度に応じたものにしてください。

- ① 現在の聞き取り項目や区分の判定基準は自閉症の要支援度を正しく判定するとは言えないものになっています。自閉症の人が必要な支援を受けられるよう、見直しを行ってください。
- ② 全ての市区町村において、認定調査員マニュアルの記述に沿った適正な認定調査が行われるよう、認定調査員の研修を充実させてください。また、市町村審査会委員の中に、自閉症を理解している人が増えるようにして下さい。

福祉サービスの質的向上

11. 福祉サービスの質の向上のため、また利用者利益のために、支援の質の評価を重点とした外部評価を普及させてください。

発達障害支援センター強化

12. 発達障害者支援センターの機能をいっそう強化してください。

（背景）発達障害が基礎にあることによる8050問題やひきこもり、強度行動障害など、複合的な困難を抱えるケースが増えており、他機関との連携がいっそう求められています。

- ① 運営費を増額してあげてください。
- ② 地域における支援力・相談力の底上げの役割を果たしてください。
- ③ 相談力・支援力を向上させてください。そのための研修を強化してください。

診断、健診、医療

13. 5歳児健診については、

- ① 必要な児童には自閉症を含む発達障害の専門医につながるなどのフォロー体制を拡充してください。
- ② 専門医での長期の診断待ちが出ないようにしてください。
- ③ 強度行動障害の発症予防のために、ハイリスク児への助言が行われるようにしてください。

14. 自閉症をはじめとする発達障害の専門の児童精神科医や精神科医、病院が不足しています。解消してください。

- ① 地域格差を解消してください。
- ② 診断待ちを解消してください。
- ③ 発達障害の診療においては投薬依存にならないようにしてください。

就労

15. 自閉症の人への就労支援、職場定着支援を強化してください。

特に一般企業に就労した自閉症の人は職場で適切な配慮を受けることがなかったり、本人の自閉症特性について、周囲や会社の理解が得られなかったりして孤立して離職するケースが少なくありません。

- ① 障害者就業・生活支援センターを強化してください。
- ② 就労継続のためにも企業における雇用の質の改善を進めてください。
- ③ 企業にも義務化された合理的配慮を徹底してください。とくに建設的対話を普及させてください。

16. 就労選択支援は真に障害当事者のために実行してください。

啓発

17. 引き続き自閉症・発達障害の啓発を進めてください。

警察や消防、役所等の公的機関における自閉症に対する理解促進を図ってください。

精神保健福祉手帳

18. 精神保健福祉手帳の更新の期限切れが生じないよう、通知を改善し、また、更新頻度を5年に延長するなど、より利用しやすい手帳制度へ見直してください。（2017.9.28の総務省のあっせんの徹底）

以上